ユ　イソシアナートであって、次のいずれかに該当するもの
　(一)　トルエンジイソシアナート（別名ＴＤＩ）
　(二)　メチレンビス（四・一―フェニレン）＝ジイソシアナート（別名ＭＤＩ）
　(三)　イソホロンジイソシアナート（別名ＩＰＤＩ）
　(四)　ヘキサメチレンジイソシアナート（別名ＨＤＩ又はＨＮＭＤＩ）
　(五)　ジメリルジイソシアナート（別名ＤＤＩ）
メ　硝酸アンモニウム（化学的に純粋なものに限る。）又は相安定化硝酸アンモニウム
十二　次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品（次号から第十六号までのいずれかに該当するものを除く。）
イ　前号（メを除く。）に該当する物資
ロ～ニ　［略］
十三・十四　［略］
十五　第十一号若しくは第十二号ロからニまでのいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質を粉砕することができるジェットミル又はその部分品
十六　第十一号ホからトまでのいずれかに該当する金属の粉末（噴霧粉又は球形粉に限る。）の製造用の装置又はその部分品
十七　複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品
イ・ロ　［略］
ハ　複合材料又は繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであって、次のいずれかに該当するもの
　(一)　テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの
　(二)　トウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができ、サーボ制御により動作する軸数が二以上のもの
ニ～ヘ　［略］
十八～二十二　［略］
二十三　加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであって、次のいずれかに該当するもの（イからトまでに該当するものについては、ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品
イ～ト　［略］
チ　慣性装置（民間航空機、人工衛星又は地球物理学的調査用の装置に使用されるものを含む。）及びその関連試験装置
二十四～四十七　［略］
四十八　数値制御を行うことができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が四若しくは五のもの又は放電加工をすることができるもの
四十九・五十　［略］

［新設］
十一　次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品（次号から第十五号までのいずれかに該当するものを除く。）
イ　前号に該当する物資
ロ～ニ　［略］
十二・十三　［略］
十四　第十号若しくは第十一号ロからニまでのいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質を粉砕することができるジェットミル又はその部分品
十五　第十号ホからトまでのいずれかに該当する金属の粉末（噴霧粉又は球形粉に限る。）の製造用の装置又はその部分品
十六　複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品
イ・ロ　［略］
ハ　複合材料からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであって、テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの
［新設］
ニ～ヘ　［略］
十七～二十一　［略］
二十二　加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであって、次のいずれかに該当するもの（ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品
イ～ト　［略］
［新設］
二十三～四十六　［略］
四十七　数値制御を行うことができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が四又は五のもの
四十八・四十九　［略］